



## 消防職員の処分について

次のとおり、懲戒処分を行いました。

【概要】 令和4年11月及び令和5年1月に、女性職員に対してセクシュアル・ハラスメントを行った。

【処分年月日】 令和5年3月20日

【処分内容】

(本人処分)

所属(階級)	性別	年齢	処分内容	処分理由
消防局 (消防士長)	男性	32歳	停職 (6月)	セクシュアル・ハラスメントは、全体の奉仕者たる公務員としてあるまじき行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号から第3号までの規定に該当する。

※被害者から上記内容以外を公表しないよう希望がありましたので、被害者のプライバシーと心情に配慮し、詳細については公表を控えます。

(管理監督者処分)

所属(役職)	性別	年齢	処分内容	処分理由
消防局 (局長職)	男性	60歳	戒告	管理監督者として、所属職員を管理監督する立場にありながら、セクシュアル・ハラスメントを未然に防ぐことができなかった。 このことは、地方公務員法第29条第1項第2号の規定に該当する。
消防局 (部長職)	男性	58歳		
消防局 (部長職)	男性	60歳		
消防局 (課長職)	男性	55歳		
消防局 (課長職)	男性	53歳		
消防局 (課長補佐職)	男性	49歳	嚴重注意	管理監督者として、所属職員を管理監督する立場にありながら、セクシュアル・ハラスメントを未然に防ぐことができなかった。



## 職員の処分について

次のとおり、懲戒処分を行いました。

## 処分 1

【概要】 令和3年3月上旬並びに同年3月29日(月)午前6時頃及び午後7時頃、市内マンションに不当に侵入し、郵便受けにタバコの吸い殻や空き箱、ライター等を投入するなどの迷惑行為を行い、同年5月18日(火)に呉警察署へ任意同行されたものである。

【処分年月日】 令和5年3月20日

## 【処分内容】

所属(役職)	性別	年齢	処分内容	処分理由
市長事務部局 (一般職)	男性	50歳	減給 10分の1 (3月)	本件は、迷惑防止条例第4条に抵触する悪質な行為で、全体の奉仕者たる公務員としてあるまじき行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当する。

## 処分 2

【概要】 令和4年11月9日(水)午前9時54分頃、元交際相手に対する迷惑行為により、ストーカー行為等の規制等に関する法律第3条違反で逮捕されたものである。

【処分年月日】 令和5年3月20日

## 【処分内容】

所属(役職)	性別	年齢	処分内容	処分理由
市長事務部局 (一般職)	女性	27歳	停職 (1月)	本件は、ストーカー規制法第3条に違反する重大な犯罪行為で、全体の奉仕者たる公務員としてあるまじき行為であり、地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当する。

## 市長コメント

本日、消防局がセクシュアル・ハラスメントを行った職員の懲戒処分を行いましたので、消防長に対して、所属職員に対する管理監督責任として、戒告に処しました。

消防長には、併せて、セクシュアル・ハラスメントに対する組織の態勢が不十分であったことについて、研修・啓発を徹底するように注意・指導いたしました。

市長として、お詫び申し上げます。消防局・上下水道局・教育委員会等を含め呉市役所一丸となって、セクシュアル・ハラスメントの防止のための態勢をあらためて徹底してまいります。

また、社会において、女性に、より一層役割を果たしていただくため、この度策定した第4次くれ男女共同参画基本計画にのっとり、環境整備を進めてまいります。

本日、この事案のほか、迷惑行為及びストーカー行為を行った職員に対する懲戒処分を行いました。市の職員がこのような行為を行ったことは誠に遺憾であり、お詫び申し上げます。

今後、職員一人ひとりが使命感を持って誠実に日々の業務を行うよう、また、法令を遵守するよう、徹底してまいります。

令和5年3月20日

呉市長 新原 芳明

## 消防長コメント

本日、セクシュアル・ハラスメントを行った消防局職員を懲戒処分に処し、私自身も、所属職員に対する管理監督責任として市長から懲戒処分を受けたところです。

セクシュアル・ハラスメントは、市民の皆様の信頼を損なう行為であり、こうした処分に至ったことを深く反省し、お詫び申し上げます。

再発防止に全力を尽くし、市民の皆様の信頼回復に向けて、セクシュアル・ハラスメントの防止のための態勢づくりに取り組んでまいります。

令和5年3月20日

呉市消防長 森島 和雄